

平成23年塩尻市議会6月定例会

経済建設委員会会議録

日 時 平成23年6月17日(金) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第6号 市道路線の廃止及び認定について

議案第9号 市営住宅渋沢団地建替事業A工区建築主体工事請負契約の締結について

議案第10号 市営住宅渋沢団地建替事業B工区建築主体工事請負契約の締結について

議案第7号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

陳情6月第1号 最低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書を国に提出することを求める陳情

出席委員

委員長	永井 泰仁 君	副委員長	西條 富雄 君
委員	横沢 英一 君	委員	青木 博文 君
委員	中村 努 君	委員	塩原 政治 君
委員	中原 輝明 君		

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

説明のため出席した参考人

陳情者	松本地区労働組合連合会議長	御子柴 耕也 君
陳情者	松本地区労働組合連合会事務局長	川畑 和章 君

議会事務局職員

議会事務局長	成田 均 君	庶務係主事	若林 智彦 君
--------	--------	-------	---------

午前9時58分 開会

委員長 おはようございます。時間前ではありますが、全員出席のようでございますので、ただいまから6月定

例会経済建設委員会を開会をします。本日の委員は、委員全員が出席をいたしております。それでは、審査に入る前に理事者からあいさつがあれば、お願いをいたします。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。お忙しいところ、経済建設委員会をお開きをいただきましてありがとうございます。本日お願いをしてございます案件につきましては、市道路線の廃止及び認定、それから市営渋沢団地建替事業の建設主体工事等の契約について、それから平成23年度の一般会計の補正予算、それぞれお願いしてございます。よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙付託案件表のとおりであります。細部の日程について西條副委員長から申し上げます。

副委員長 それでは説明させていただきます。本日、委員会審査をいただき、委員会終了後、広丘東通線えびの子周辺、塩尻市浄化センター、それから広丘駅西のロータリーを回りまして、塩尻駅南地区の市内4カ所について視察を予定しております。出発時間につきましては、審議の進捗を見て出発時間を決めたいと思います。おおむね午後1時15分を予定しております。庁舎南側の玄関でお願いします。午後5時までに視察を終了し、市役所へ到着後、午後5時45分から中信会館ベルヴィホールにおいて懇親会を開催します。午後5時40分までには会場にお集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 それでは、きょうの日程はそういうことでお願いをいたします。それでは、本委員会はですね、市議会選挙後の、改選後の初の委員会でありますので、職員の皆さんの自己紹介をお願いしたいと思います。

[職員自己紹介]

委員長 ありがとうございます。本日はですね、限られた議案でございますので、議案に関係のない職員の皆さんの退室を認めます。議案に関係のない職員は退室をしてください。

それでは、ただいまから議案審査を行います。なお、発言に際しては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とします。議事進行に御協力をお願いをいたします。

議案第6号 市道路線の廃止及び認定について

委員長 それでは、議案第6号市道路線の廃止及び認定についてを議題とします。説明を求めます。

都市づくり課長 それでは議案第6号をお願いします。説明につきましては、関係資料集のほうの14ページからになりますが、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。議案第6号市道路線の廃止及び認定についてでございます。提案理由でございますが、市道路線の廃止及び認定につきまして、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

概要でございます。今回につきましては、5路線を廃止いたしまして、新たに6路線を認定をお願いするものです。まず、(1)番として、国道19号塩尻北拡幅事業に伴うもので4路線を廃止させていただきたいというものでございまして、資料の16ページをごらんいただきたいと思います。16ページでございますけれども、路線順番で申しまして、1107番、国道向井支線140メートル、それから1163番の国道蝦ノ子池線の46

8メートル、1272番の広丘中央陸橋側道3号線を167メートル、1342の国道えびの子線266メートル、これを一たん廃止をさせていただきたいと思います。

続きまして認定でございますが、ただいま廃止しました認定、国道の拡幅によりまして起点側が変わります。その関係の変更で、あわせて4路線を再認定をかせさせていただくということでございまして、14ページにございますけれども、すべて同じ路線で延長が変わってくるということでございますので、17ページの図面をごらんいただきまして御確認をいただければありがたいというように思います。

次に15ページでございますが、(2)番としまして、開発事業に伴うものということで、図面でまいりますと18ページになります。これは森紙業の南側になりますけれども、路線番号4234番ということで高出39号線、42メートル、幅員6メートル、開発行為に伴うものについて認定をお願いするものでございます。

次に15ページ(3)番ということでありますが、市道平出一里塚線道路改良事業に伴うもの。これは、現在、建設事業部のほうで道路改良を進めているものでございまして、それに伴うものでございまして、図面のページでいきますと19ページになりますが、路線番号7135番、平出中道線を一たん廃止をさせていただいて、図面で行きますと20ページをごらんいただきたいと思いますが、市道改良に伴いまして終点の関係が変わるということで、平出中道線の終点の変更に伴いまして延長が269メートルになりますということで、再認定をかせさせていただくというものでございます。

内容につきましては以上でございますが、参考といたしまして、これによりまして市道の路線数は2,436路線、延長としまして約88.6キロメートルということになります。以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問はありませんか。

中原輝明委員 ちょっとこれ、おれ、副市長に聞きたいだがさ、判断を。今、職員の中にな、それぞれの職員がみんなここにいるけどさ、職員がかわると判断がかわるというようなのが、それぞれのところにあっていけないが、それを一律に、自分がかわった時にはちゃんとてんまつとして引き継ぎをしているかいけないか。そういうことをちゃんとさせる。前任者の考えと、新しくなった人の考えというのが、職員がみんなかわってきてるがさ。例えば、10センチとか50センチというのは、50センチでいいのが10センチになったり、そういうのがてんまつとして引き継ぎになっているか、なっていないか。そういう事務の引き継ぎをさせてあるかい、職員に、職員間に。それは部長であるか課長であるか、それはわからんがね、その指導を。

副市長 市道の認定にかかわるものにつきましては、当然認定の基準がございましてですね、その基準にあわせて認定をしていく、あるいは廃止をしていくと、こういうことになっておりますので、当然、その事項については条文化されておりますから、引き継ぐ、引き継がないというようなことではないと思います。きちんとその基準に基づいて認定をしていくと、こういうことだというふうに思います。ただ、幾つかの開発等に伴ってですね、途中経過がございまして、それについてはきちんと引き継ぎをさせているということで認識をしております。

中原輝明委員 今の話をおね、全く違っていていいかどうか知らんがさ、おれの基本的なのは、市道認定する場合は、この前も言ってるけども、その場所を見るに、例えば5メートルあっても3メートルあっても、やるというのは常じゃないの。で、認定基準があるとは言ってるけどさ、認定基準よりもね、現場で判断をして、例

えは3メートル60でも、それを市道にする必要があるとすれば、4メートルになりっこないだ、道なんて。そういうところは、自然と判断でやってもいいじゃないの、それは、市道認定は。だとすると、ここに3点何メートルなんてのが出てきてるがさ、こういう数字を出すなら、ここへ4メートルにしてつけりゃいいじゃん。だで、この基本というのはしっかりしてないと、その場所によっては市道認定をしてもいいと思うだよ、おれは。そういう柔軟姿勢をもたないと、旧山村部というのはできないよ、何にも、4メートルという基準の中で。それを流用してやるならいいが。

建設事業部長 御答弁につきましては、今、うちの副市長から申し上げたとおりです。基本的にはですね、4メートルということで市道認定の要綱がございましてですね、それに基づいてやっております。それで、私どもとしましてもですね、いろんなケースバイケースの話で、二項道路とか、いろんな後退用地の関係についてはですね、それぞれ用地買収を申し上げるとか、いろいろ市街化調整区域とかその他含めていろいろ担当課も決まっておりますし、いろんな関係でいろいろ御相談に乗っていただければですね、それは私どもも精一杯やらせていただきます。こういう基準というものは、ある程度崩しちゃいますとですね、なし崩しになっちゃうものですから、あくまでも担当が変わるということではなくしてですね、先ほど副市長から申し上げたとおり、条文化になっておりますので、よろしくその点を御理解をお願いしたいと思います。

中原輝明委員 その基本を崩しちゃいけないって、これは基本はわかるが、ただ問題は、今の部長の話の残りの何かの、ちょっとおれ感じているのは、その残りはいくらあるわけだな。残りというのは、基準は4メートルだがさ、実際は、ここに出てるのは3点何メートルっていうのが現に出ているわけだ。だで、そういうことをね、余裕を持ってやれるかやれないか、やってほしいとというのをおれは言ってるわけ、いけないじゃなくて。みんなでもそういうことだよ。どんな仕事も同じことだよ。自分たちのどの職場でも、自分の持った仕事は四角四面じゃなくて余裕を。これはやってもいいという判断ができた時は、やってほしいっていうのは、おれ。そのお願いさ、おれは。

都市づくり課長 中原委員さんからは、常々御提案をいただいている案件だと思います。それで、今回、再認定をお願いいたしましたのは、現在、市道認定の基準が昭和60年の9月6日、議会と御相談する中で、これを運用してきております。これに基づきまして、これ以前のものにつきましては、4メートル以下のものについても再認定をさせていただいている現状でございます。それで、ただいま副市長、部長が申し上げましたとおり、原則4メートル以上の道路について認定をさせていただく。これは建築基準法の関係でございますので、そういう運用をしてきております。ただし、基準の中にただし書きがございまして、基準の施行以前、道路として2メートルとして機能しているものの中で道路改良をされる場合、その際に、拡幅する土地について寄附がされるというものについては市道認定することができるという規定の中の一部緩和規定等もございますので、もしそのような案件がございましたら、御相談をいただく中で今後対応できればいいかなというように、担当としては考えているところでございます。以上でございます。

委員長 ほかに、ありませんか。ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので採決を行います。議案第6号市道路線の廃止及び認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第6号市道路線の廃止及び認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第9号 市営住宅渋沢団地建替事業A工区建築主体工事請負契約の締結について

議案第10号 市営住宅渋沢団地建替事業B工区建築主体工事請負契約の締結について

委員長 議案第9号市営住宅渋沢団地建替事業A工区建築主体工事請負契約の締結について、及び関連がございますので、議案第10号市営住宅渋沢団地建替事業B工区建築主体工事請負契約の締結についてを一括議題とします。説明を求めます。

建築住宅課長 それでは、議案第9号、10号を説明したいと思います。委員長、その前に参考資料を配付してよろしいですか。

委員長 それではお願いをいたします。

建築住宅課長 それでは、議案第9号を説明いたします。塩尻市営渋沢団地建替事業A工区建築主体工事請負契約の締結について。提案理由は、市営住宅渋沢団地建替事業A工区建築工事のうち、建築主体工事にかかわる請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の概要でございます。市営住宅渋沢団地建替事業A工区建築主体工事、これは一般競争入札でございます。平成23年6月8日に入札をしてございます。参加指名は5特定建設工事共同企業体でございます。金額は2億7,510万円でございます。期限は平成25年の1月25日。相手方は、橋詰・下平特定建設工事共同企業体。代表者、構成員はごらんのとおりでございます。

工事概要、(1)本体、鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ床面積1,260.87平方メートル。位置図は別図のとおりでございます。

それでは、後から説明しますが、参考資料をごらんいただきたいと思っております。これでございます。君石団地は、委員御存じのとおり、県営住宅が当初4棟を予定するところ、県の計画で3棟ということの中で、市営住宅の建てかえを君石団地の県のところに建てて、4棟建てる当初の目的を一応建てるということ達するということで県と協定を結びまして、県有地を無償で借りるということで渋沢団地を建てるものでございます。それでは、図面の上から、県営住宅の1号棟というのがございます。県営住宅の次が、下が2号棟、その下に3号棟、これは県が平成23年、24年同時に建てるものでございます。その一番南側といいますが、のところに市営住宅渋沢団地が建たるわけでございます。

それでは次のページをごらんください。これは南から見た方向でございます。A工区、B工区にわかれております。そのわかれるところはエレベーター、真ん中の白いところがエレベーターでございまして、そこに階段がありまして、ここで切っております。このA、Bという工区にわかれたという理由は、主な理由は経済対策。特に市内業者の受注の機会が少ないという形の中で、一括で発注しますと6億円ぐらいのお金になってしまいます。AとBとわけて、その中でも、管理と電気について、まだ管理と電気、幅広く市内業者が潤うような形で工事発注をするものでございます。

それでは、議案第9号の議案説明資料の4、5ページをごらんいただきたいと思います。別図がございます。位置図がございまして、黒いほうがAでございますので、県道新茶屋塩尻線に近いほうがAということでございます。立面図はごらんのとおりでございます。5ページの平面図をごらんいただきたいと思います。この建物につきましては、3DKと2DKでございます。1階、2階あわせて、Aのほうでは36の半分であります18戸ということになります。

それでは、議案第10号をごらんいただきたいと思います。同じく第10号は、市営渋沢団地建替事業B工区建築主体工事請負契約の締結でございます。提案理由は、市営住宅渋沢団地建替事業B工区の建築工事のうち建築主体工事にかかわる請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

目的は、市営住宅渋沢団地建替事業B工区建築主体工事、一般競争入札。平成23年6月8日に入札してございます。参加業者は、5特定建設工事共同企業体でございます。金額は、2億3,404万5,000円でございます。期限は、平成25年の1月25日でございます。相手方は、松本土建・米窪組特定建設工事共同企業体でございます。代表者以下はごらんのとおりでございます。

工事の概要につきましては、本体工事、鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ床面積1,226.34平方メートル。位置図等は、先ほど御説明したとおりでございます。以上でございます。

委員長 質疑を行います。委員より質疑はありますか。

横沢英一委員 この建物を見た時にですね、形がこういう形なんです、これは本来、構造的にわかれているものなんですか、それともつながっている構造になっている建物なんですか。

建築住宅課長 これは階段でつながっているものでございます、一体の、建物は。

横沢英一委員 それじゃ、こっちの建物はこっちのほうとつながっているということだね。

建築住宅課長 はい。

横沢英一委員 と言うのは、私の言いたいのはですね、そうすると、これが壁がですね、同じように接していればいいんですが、階段だけでつながっているということになると、地震や何かの耐震的な問題だとか、そういう構造的なチェックはされているんですか。2つにわけてもOKという、そういう目線での。

建築住宅課長 ええ、この工区のわけ方、建て方、それから手法の関係は、この設計した業者と私ども、県のほうとも相談して、こういうわけ方でも問題ないと。それから、耐震関係も問題ないし施工もできるということでこういうわけ方をしたわけです。

横沢英一委員 はい、ありがとうございました。

中村努委員 A工区のほうは今、エレベーターがついているということなんですが、エレベーター部分を除いた金額というのは出ていますか。

建築住宅課長 担当係長のほうから説明いたします。

建築指導係長 エレベーターを除いた金額といいますのは、今ここですぐ、積算の資料がありませんので、後ほど報告させてもらいたいと思いますけれども、発注自体は、A工区とB工区、建物だけじゃないです、建物とあと建物から駐車場を除いて外構をいくらか含んでいます、A工区、B工区とも。特にB工区については、配置の関係でサイクルコートとかごみ置き場も含んでいる金額で発注していますので、まるっきりエレベーターの

部分が幾らで、それを除くとA工区、B工区同じ積算金額になるかということ、そうではないんですけども。エレベーターの部分だけについての積算金額については、済みません、後ほど確認して報告させていただきます。

中村努委員 ついでにですね、それ除いた金額でA工区、B工区それぞれ建設単価がどのくらいになって、違いが出てくればどの部分が違うのかということ、後で教えてください。

建築住宅課長 承知しました。

青木博文委員 ちょっと初歩的な質問なんですが、A棟とB棟のエレベーターというのは、両方で一緒に使うということですね、併用して。

建築住宅課長 ええ、これは共用でございまして、前の廊下でつながっておりますので。余分な話でございしますが、1号棟も2号棟もすべてエレベーターがついていません。この建物は、県がつくる3号棟とほとんど同じ建物の形になりますので、エレベーターはすべての共用ということでございます。

中村努委員 基本的なこと、A工区、B工区それぞれ入札の参加者数と落札率を教えてください。

建築住宅課長 参加者数はそこに書いてあるように、A工区につきましては5特定建設工事共同企業体でございます。落札率が99.64でございます。続いてB工区です。そこに書いてある5特定建設工事共同企業体でございます。落札率は99.51でございます。

中原輝明委員 ちょっとこれ、資料で出してよ。資料で出して。

委員長 じゃあ、入札の経過について、資料は出せますか。

建築住宅課長 経過調書を。はい。

委員長 それじゃ、そのようをお願いいたします。ほかに。

中原輝明委員 ここに出てる総床面積と、AとBとを引いた差し引きで、どのくらいな平方メートルの差があるか。それで、金額的にどういう差があるか、ちょっとやってみ。やったことある、これ。総床面積がAとBとの差は、何平方メートルあるか。そして、金額はこの差はどのくらいあるか、わかる。

建築住宅課長 担当係長から。

建築指導係長 A工区の床面積とB工区の床面積の差は、34点。

中原輝明委員 そうそう、34、それでいい。それで金額は。

建築指導係長 金額につきましては。

中原輝明委員 差し引きすると、おれ、言うか。これ、ちょっとえらいぞ。

建築指導係長 差し引きにつきましては、契約額の差がこの金額になります。

中原輝明委員 なります、はい、いいがさ、もうちょっとはっきり言ってみ、数字を。何千万あるだ。素人が考えたって、床面積から判断すると大変なものだよ、これ。それと、99点というこの落札率は、精巧なものだがさ。これ、しかしやい、これは何とおれ言えないけども、それでよしとするのか。それにしても99というのは大変だな。そして、これから、そういう経済対策の配慮で半分に分けられるところは市内の業者に、そしてすべての工事をそういう気持ちで入札していくか、いかないか。これは、副市長の考えだな。いやそうじゃん。そういうことになると、今後はそれをやってほしいし、やらなきゃいけない。そういう配慮ができるとすれば、だで、これからね、すべての工事が、どんな工事でもいいが、そういう配慮ができればやっていくことによって経済対策ができる。これは全くおれも同感だ。それで、今回に限ってやったか、やらないかという。今回に限っ

たことではないが、これからも更新でやるわけでしょう。

副市長 今回に限らず、これは一般競争入札でございますので、参加は自由です。ですね、原則。原則、自由です。

中原輝明委員 自由っていうのはわかる。配慮してわけて、分割して発注できるか。

副市長 もちろんですね、今までもやってまいりましたけれども、主体工事をわけれるところはわけますし、それから、更新についてもですね、電気、機械、それぞれ分割できるところは分割をしてやっていくと、こういう考え方です。それから、なおですね、入札と言いますか、工事指名に関しましては、簡易型一般競争入札をやっておりますので、その際には、いわゆる業者の格付けの点とですね、それから地元の協力体制とかですね、環境ほかそういうものに配慮した点がございます。それで、地元が存在する業者については、それを挙げていくというようなことをですね、見直しの作業に入っておりますので、できるだけ地元の方々に参加をしていただくという体制をとっていきたいということでもあります。

委員長 それじゃ、建築住宅課長、先ほどの質問に対して答弁を。

建築住宅課長 差というのは、エレベーターと階段の差でございますので、後でこのエレベーターの差と、中村委員から出ていますので、それでわかると思いますのでよろしくお願いします。

建築指導係長 今のA工区、B工区の契約金額の差ですけれども、4,105万5,000円となります。それで、床面積の差は34平方メートルほどなんですけれども、これはエレベーター部分が入っていたりしていますので、そのエレベーターの部分については床面積をカウントしないとか、そこら辺の件と、エレベーター本体の費用の件と、あと、建物の敷地の仮囲いをA工区、B工区わけないで、A工区のほうに一式で計上しています。それと、建物の基礎工事で、A工区のほうはエレベーター・階段室が多くなりますので、基礎くいの本数が多くなったり、そのほか、エレベーター・階段室の、全体的に型枠とか鉄筋とか防水塗装工事がありまして、それを見ましてトータルで4,000万円の。

建設事業部長 資料としてお出ししますので、よろしくお願いします。

中原輝明委員 さっき言った99点何々っていうの、百に近いんだけど、この数字については、これは副市長に聞きたいが、適当だと解釈するかい。こういうものだと、入札は。

副市長 私ども発注側とすればですね、基準の最低入札価格以上であれば、できるだけ低いほうがいいわけでございますけれども、建築工事は、委員御存じのとおりですね、もう積算基礎が大体もう決まっておりますので、県の単価に基づいて積算をしておりますから、業者も同じ方式を使っているというふうに思います。したがって、これが大きく変動するというようなことは、通常あまり考えられない。適当かどうかは、これは入札の結果ですから、私のほうからは適当であるかどうかということは差し控えますけれども、入札の結果こういう形が出てきたということでもあります。

中村努委員 これ、設計監理はどこで、金額とかを。

建築指導係長 設計監理会社は県と同じ、設計を県が前の年にやっておりますので、アーキディアックという会社でございます。ちなみに、余分なことを言ってまことに申しわけございませんが、県がもう設計できてましたので、それをいただいたということで、非常に安く設計はなっております。

中村努委員 県が発注した設計監理をそのまま流用できるということ。

建築住宅課長 県は平成22年度に設計を上げてます。私どもの設計を上げてますので、一たん県がつくったのを、同じ業者に私どもも委託してやったものですから、普通に出すよりも、費用ね、まるっきりただというわけにいかないものですから、同じ建物、ほとんど変わらない建物でございますので、普通より安くできるということでございます。ちょっと余分なことを言っちゃっていけないが。

横沢英一委員 今、99%の話が出たものですからちょっとお聞きしたいんですけども、その積算の時期です、特にこの間の本会議の時に建設事業部長のほうからも答弁があったんですが、相当今、高騰してますよね、3月1日の関連で、建設資材ね。それだ、そこら辺の時期の積算はいつごろだったんですか。

建設事業部長 単価につきましてはですね、入札に付する起案した時の物価で単価は入れております。

横沢英一委員 いつごろなんですか。

建設事業部長 ちょっと担当係長のほうから。

建築指導係長 ここの建物の実施設計は平成22年度に発注してますので、成果品としましては、ことしの3月に成果品を納めてもらっています。各種の見積もりについては、エレベーターとか基礎類とか、多分いろいろあると思うんですけども、それについては、ことしに入ってから最新の見積もりと、有効期間が短期間という事で、あとは、人件費等は4月1日の。

委員長 よろしいですか。

横沢英一委員 それじゃ、ある程度もう上がってからということですね。

委員長 ほかにありますか。

建築住宅課長 先ほどの資料を配付してよろしいでしょうか。

委員長 はい。じゃあ事務局、資料配付お願いをいたします。

それでは、建築住宅課長から説明を求めます。

建築住宅課長 そこに、入札経過調書、作成は契約課のほうで契約系のほうでやっているわけでございます。そこにA工区、B工区出ております。予定価格から1回、2回の入札で落札と。両方ともそのようになっておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 委員から質問ありますか。

青木博文委員 渋沢団地につきましては36戸できるわけでございますが、団地の今後の問題等についてですね、入れかえがあるわけでございますが、将来のことについては若干また話し合っていきたいと思っておりますが、現状はどの程度説明がなされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

建築住宅課長 渋沢団地の説明につきましては、平成20年から説明してきております。で、現状どのようになっているかという話でございますが、昨日も住民とこれから、54戸、今渋沢団地に住んでいるわけなんです、36しか入れないと。そこに差が出てくるわけでございます。それと、今、例えば2,500円で住んでいた人が、オール電化それからそういう新しくなるという形の中で、当然家賃も上がるわけでございますので、内容、間取りとかそういう内容を説明を、きのうはいたしまして、今後、きのうの話の中では、中に入りたいと、渋沢に住みたいという方が48人、一応います。でも、行きたくても、やはり基準がございまして行けない人もありますので、今後、きのうの話し合いの中では、個々に、行きたい人と個別に話を、これだけかかります、で、非常に難しい、じゃあどうするかというのも出てきますし、僕はとてもこんな高いところはいけなから違

うところを探してくれと言われているところもあります。それで、今、牧野団地とそれから西条団地、この2つの団地を募集停止をかけております。で、空いているうちもございまして、空いたところは補充しないようにしております。で、そういう人たち、そういう人たちと言うと失礼なんです、今の家賃で何とかやっていかなければ困るという方々は、そちらへ行っていただくと。それともう一つ、県のほうにお願いしてあるのは、県営住宅が建たるわけでございますね。県営住宅は、この松本平、例えば広丘にも県営がありますし、ほかにもいろいろ県営がある方を、また君石へ集中させたいという考えを持っておりますが、私どものほうもあふれ出ちゃう方がいますので、県のほうに、この協定を結ぶ時に、渋沢であふれた方をぜひ県営住宅に入れてほしいということをお願いしてあります。県のほうも、わかりましたという返事はできないのですが、前向きに検討していきたいということをお願いしていただいて、まあ全員入れるかどうかはわかりませんが、ある程度県営住宅のほうにも入っていただければ、何とか皆さんがうまくいくようになるのではないかとこのように考えております。

委員長 ほかに、委員の御意見。それでは、先ほど中村委員のほうから出た資料については、後ほどまた配付をお願いをしたいと思います。それでは、ないようでございますので、本議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようでございます。それでは、議案第9号市営住宅渋沢団地建替事業A工区建築主体工事請負契約の締結について、及び議案第10号市営住宅渋沢団地建替工事B工区建築主体工事請負契約の締結については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第9号市営住宅渋沢団地建替事業A工区建築主体工事請負契約の締結について、及び議案第10号市営住宅渋沢団地建替工事B工区建築主体工事請負契約の締結については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、ちょうど議案の区切りでございますので、ここで10分間、休憩をとります。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

**議案第7号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出6款農林水産業費、
7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費**

委員長 次に、議案第7号平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費を議題といたします。説明を求めます。

農林課長 議案第7号平成23年度塩尻市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。議案書の別冊の13、14ページをお開きいただきたいと思います。表紙に、平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)と書かれている別冊でございます。

それでは、3段目の6款1項3目農業振興費のうち19、負担金補助及び交付金を6,554万円の補正をお

願いするものでございます。内容につきましては、農業生産振興施設整備事業でございますが、これは、JA塩尻市が事業主体で行うものでございまして、桔梗ヶ原にございますリンゴ、モモ、ナシの果実共同選果所を、事業費1億2,960万円で整備をするという計画でございます。整備内容につきましては、内部に品質のセンサー、糖度ですとか色を計測するセンサーを2ルート分、2基セットをする予定でございます。また、冷蔵庫、冷蔵施設棟を1棟つくりまして、約45平方メートルでございますけれども、これを新設をすると。また、荷受けをする置き場を、今よりも拡張いたしまして出屋を広げるということでございます。これによりまして、果実を、品質の向上ですとか、また作業効率を高めるとともに、あそこに冷蔵でしたらナシを長期保存をしながら有利な販売をしていきたいというような計画でございます。

なお、当初予算との関係でございますけれども、当初予算は、市の助成金額の16分の1に当たります790万円を当初計上させていただいておりましたけれども、その際はまだ国の事業名、いろいろメニューがございましたけれども、なかなかその辺の事業名が確定しておりませんでしたので、ここで新たに、お手元でございます、強い農業づくり交付金ということで事業名が確定いたしましたので、その分、事業費の約2分の1に当たりますけれども、6,480万円、それから、市単で当初組んでおりました790万円に、その事業費が確定したということでございますので、その分15分の1に相当する額864万円を支出するに当たりまして、ここで差額の74万円を補正という形でございます。なお、JAにつきましては、自己負担といたしまして5,600万円余をもちまして整備をしてみたいということでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 次、7款商工費。

中心市街地活性化推進室長 その下の欄になりますけれども、7款商工費1項商工費4目中心市街地活性化事業費でございます。まちづくり会社支援事業ということで、新しく設立するまちづくり会社に対して出資金として375万円をお願いするものでございますので、よろしく願いしたいと思います。

観光課長 15、16ページをお開きいただきたいと思います。観光費でございますけれども、説明欄に何も書いてありませんけれども、地域発元気づくり支援金が採択されましたので、財源の組みかえをしたものでございます。以上です。

委員長 では、土木費、お願いします。

建設課長 8款土木費4項都市計画費3目公園事業費の13節委託料の公園事業をお願いします。内容につきましては、広丘駅南土地区画整理組合内の街区公園の測量設計委託でございまして、これにつきましては、区画整理組合が独自で行ったため、これを補正減額するものであります。

建築住宅課長 それでは、引き続きその下でございます。6目の建築指導費、それから負担金及び交付金でございます。住宅リフォーム補助事業、住宅リフォーム補助金でございます。これにつきましては、議会の質問等々でもお話をしているわけですが、緊急経済対策ということでございまして、20万円以上の工事に対して30%の補助金をやるということでございます。予算額としては1,500万円でございます。以上でございます。

都市づくり課長 1つ飛びまして、11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費1目市単土木施設災害復旧費14節使用料及び賃借料につきましてお願いします。内容につきましては、5月11日の豪雨により榎川地区の市

道橋戸線が土砂の崩落がありまして、その復旧ということで重機対応ということで、40万円の不足を補正として計上させていただきました。以上です。

委員長 それでは質疑を行います。委員より質問はありませんか。

中原輝明委員 これはまた、あれだけども、この間の総務委員会で、きょうあたり聞くと、ざわざわざわしたようだけども、ざわざわした理由をだれか説明してくれない。なぜしたか。

議会事務局長 じゃあ、私のほうからちょっと御説明させていただきますけど、ちょっと私も全国議長のほうに行っていたものですから、その会議には出席してなかったんですが、後、報告を受けました。その中ではですね、今、振興費のまちづくり会社の支援事業の関係の、ここに支出の関係が載ってますけども、その収入の関係で、9、10ページ、諸収入の雑入の関係になりますけども、一番下のところに、まちづくり会社解散清算金375万円。これについてですね、修正案を出したいということでもって総務委員会のほうでお話がありまして、その審査について協議したということで話を聞いております。内容でありますけれども、一応、清算金をまだ確定がされていないものですから、ここで補正として上げるのはどうかということで、確定した時に上げてもいいんじゃないかというようなことも含めて協議をしたということでもあります。

中原輝明委員 この清算金、これは清算がびしゃっとできてこの数字が出たの。それは、皆さん、掌握してる。

中心市街地活性化推進室長 3月の23日に旧の会社が解散してから、その後、清算業務に入っております。現在、清算のですね、最終段階に来ているという状況でございまして、最終的な確定の手前のところまでという形でございますので、現在のところはまだ見込みという形で予算上では計上させていただいています。

中原輝明委員 見込みで。いいかい、そういう説明は、これ、あんまり聞いちゃいけないけども、見込みであるかないかでなくて、清算がびしゃっとして初めてこういう予算措置ができると思うし、それで、結局あれじゃないの。そこにあった備品等みたいなものは、どういうことになるの。清算というものは、備品もすべてをして結果が出て初めてその予算が500万円になろうが、400万円になろうが、問題とならない。問題があるかないかは、これはみんなで議論しなきゃいけないが。その辺を掌握していかないと、これ、まずいんじゃないの。

経済事業部長 私、当時の取締役にも入ってございましたから、私のほうから御説明したいと思います。本会議の中でですね、質問の中で、その備品のことについても質問が出ましてですね、私ども答えさせていただいたんですが、少し私、勘違いしているところがございます。その後、まちづくり会社の会計担当の役員がおりますので確認したところですね、備品についてもここできちんと、最後、いわゆる売れるものは売る、それから次の会社に引き継ぐためにですね、一たん、準備会のだれかがお金を支払って買って次の会社に引き継ぐという形で、要は、ある備品で使えるものはすべてお金にかえてここで清算するというので、今最終の詰めをしているという報告を受けております。

中原輝明委員 説明は非常にいいし、それだけわかっていりゃさ、清算した後でも間に合うわけだ、この数字はね。ふえるか減るか知らないが、これは現金で払うっていうわけでしょう、370万円なにがしは。これで現金であって、備品等みたいなものはこれから清算をすると、こういうことのわけだね、今、話を聞いていると。そうずらい。

経済事業部長 この見込みをつくった時にですね、備品の売れる見込みの値段を見込んで。済みません、最終的に残っている現金がございますね。残っている現金に、あと備品がこれだけ残っていて、これだけ売れるであ

ろうという、そういう見込みも足し込んでですね、それを全部現金化した時にどのくらい残るといふ、そういう見込みを立てて75%という、そういう数字を出してございます。それが、ほぼそれに近い形で最後清算できるということでございますので。

中原輝明委員 話はわかるような、わからないようなものだが、まあ苦しい、一般に聞かせると通用しねえな、それは。わかるようで、いいかい、想定してやったじゃなくて、ぴしゃっとするのは当然だよ、清算というのは、清算って辞書引いてみ、意味は何て書いてあるか知らないが。問題は、そのところが、皆様は、いろいろ言うわけじゃないけども、清算という字は、内容がすべてできた時でも間に合うということ、この間市長も言っていたと思うだよ、ただ。青柳議員が聞いたでいいがさ。名前言ったっていいわ、そりゃ。ただそういう時にね、どっちが正しいとか、正しくないじゃなくて、実際はそういう部分に対しては、実はこうだった。それとも、手落ちなんて言やあ、またそんなことはないって言う、必ず言うだでわかるが。そうじゃなくて、実際清算っていうのはさ、全部できた後で初めて756万円になるか、8万円になるかわからないわけだね、清算した場合は、それを待っても遅くはないということ、おれ、言ってると思うだよ。ただし、今回は、今部長の言うように、内容を精査した中でそれも含まれてまあ見当でやったと、こういうことだ。その見当っていうのを清算に。清算っていうのは、すべて終わって、そして初めて提案して処理されるものだと、おれはそう思うんだけど、今回はそうじゃなくて、想定したのをそのまま生で上げてきたと。逆を言うと、皆さんが一番知っているわけだ、あっちの衆よりも、内容は。市のやり方は、それでよく、市がやらなきゃ、これは今の市民交流センターもできなんだけどさ、みんな、皆さんのアドバイスでやっているわけ。それは、やったで、内容を知ってたらなおさら精査して清算して、そして、ここへ補正予算で上げてくると。それが本来だと思うが、今回できなんだのは、さっき言った、その中に含まれているで、できなんでやったと。そうすると、これから減る可能性もあるだ、今度は、375万円っていう原資はあるの。その原資があれば、今の、今までの備品はそのままだということだよ。どっち、原資があるの。

経済事業部長 先ほど御答弁させていただきましたが、残っている現金とですね、それから備品が、台帳がございまして、これだけ残っているものをこういう形で、次の会社に引き継ぐものと売れるものとわけまして、それについて全部値段をつけて、現金化した場合に。

中原輝明委員 違う。おれの聞いているのと違うだ。今、原資の375万円があるかないかって、現金が。あるかないか、それを確認してる。ありゃあ問題はないだ。なくて、想定したものが、例えば現金が350万円あって、25万円か、それが売った場合の収入になるというのを想定した単価がのったわけだと思うだよな、値段。そうならそうだって、はっきり言やあいいだよ。そこら辺を、えらいはっきり言わなくて、現金は350万円。

経済事業部長 現金はですね、375万円に相当する部分は、現在はございません。

中原輝明委員 それは、皆さん、委員の衆はどんな気がしてる。何にもないものを、そうじゃなくて、あるというふうなことを言わなきゃまずいよ、それは。

経済事業部長 あのう、現金は、現在は、きょう現在ですね、375万円ございませんが、すぐに、もう来週でございますけれども、最終の備品の処分をいたしますので、そこで入金がありまして全部現金化されますので、そこで375万円にちょっと端数がふえると思いますけれども、その分だけは現金化されます。

中原輝明委員 それだでさ、そういう言い方をすると、全くごたになる。おやあ、収入支出がごたになっちゃ

う。いいかい。そんなことは言わないほうがよかったと思うよ、おれ。そうじゃないか。370万円はない。あしたは知らない、来年だか知らないが、10日ばかり向こうに清算して入るで見込んでやったと。入るか入らないか、それはわからないだ。それだで、清算っていうのは先にやって、入れるというのが常道だっていうことだけ、おれ言っておいて、あとはもう言わないわ。答えないほうがいいわ。

副市長 ちょっと私のほうから説明させていただきますが、まず、歳出をお願いをしているわけでございます。これは、新しいまちづくり会社の出資金です。したがって、まちづくり会社はこの7月あるいは8月に立ち上げますので、9月議会までではなくてこの議会でこの375万円の設立出資金をお願いをしたい。これは歳出でございます。じゃあそれを、そのお金をどこで充当をさせていくかということで、通常、一般財源で充当させていくものとですね、それから、この資料の10ページをお願いをしてございます、まちづくり会社の解散清算金をそれに充てるということで、これはあくまで予定でございますので、今、藤森が申し上げましたとおり、375万円を確保できる見通しはついておりますが、じゃあ375万円であるのか、376万円であるのかということは、まだ確定ができません。したがって、もしそれが増加するようであれば、当然次の時の補正で歳入の補正をさせていただく、そういうことであります。そういう御説明を申し上げて、総務委員会では修正動議の案が提出をされましたけれども、この375万円のまちづくり会社清算金の増減については、確定時点で当然補正があるということで、修正案は否決をされたと、こういう経過であります。

中原輝明委員 議会人なんていうものは、まじめに思うもんでさ、375万円というのは現金であるなという、おれは基本的な考えではいたわけ。それで、なおかつ清算する時には、備品はまたその都度評価して、そして金にかえて、また収入に入れると、こういうことだと思うけどさ、その辺をね、想定したって375万円収入で入るとぴしゃっとしているか、いないかと聞いたら、まだこれから、その雑まで入れて想像で、思いやりで決めてあると。そういうことは、清算という基本については、これ見合ってもだめだけども、清算というのは、まとめてこういう数字に出てきている場合は、現金が375万円、おれは、これは、議員の衆はみんなそういう解釈をすると思うが、それでもわからないでさ。おれは、そういう解釈をしていたが、たまたまそういうことなら、理解するようには努力はするが、基本的には、これはまずいぞ。逆の立場になってみる。それをおれは、今、言うだ。だで、基本っていうのは、よく。きょう出したものは仕方ないという、これは皆さんの思いで出してきたということなんだが、今後そういうことがあってはならないという、清算という時は、まちづくり会社が清算して、そしてやつらが、故に積み立てているんだ。立ち上げる時には、塩尻市に、実は立ち上げたがこういう状況になって、375万円ばかりじゃなくて、もう一回お願いするが500万円拠出してほしいという要請を持ってきた時に、初めてここで論議して、それでいいじゃないかということになりや堂々たるものじゃん。ちゃんとぴしゃっとうちやってみましょ。必ず、おれ、500万円、こんなこと言っちゃいけないが、500万円を出していくには、その内容がしっかりしなきゃいけないわ。強いまちづくり会社をつくるには、中途半端じゃいけないということ言ってるだ、おれ、わかる。しっかりやってくれや、それ以上、おれ言わないが。

副市長 まず、会社の清算行為でございますけれども、資産がございませぬ。それから現金と、それから固定資産、それから流動資産の、その合計がいわゆる資産ですから、それに借入金だとかいろんな負債を引いてあげる。引いてあげて、そのいわゆるプラスマイナスが最終的な残った金額で、それを清算をするわけですから、当然最終的には現金化されます。ですから、固定資産も現金化されますし、固定資産は持ってないですけどね。流

動資産しか持っていません。備品やそういうものしか持っていませんが、それは現金化されます。今、その現金化されているやつを簿価で見えてありますが、多分、机とかですね、3年前に買ったやつは、10万円で買ったんですね、今、償却をしますので、ほとんど2万円とかですね、1万円とかという金額になると思います。それは簿価で見えてありますから、多分それを売却をするということになりますと、買い手がもうついてますので、この簿価の金額を下回ることはないというふうに言えますので。ですから、最終的には現金化をされて、マイナスではなくて、これこれこの金額が塩尻市のほうへ返ってくるということは、確約が今この時点でできます。そういうことのもくろみをもって、清算前ではありますけども上げさせていただいたと。なぜ上げさせていただいたかと言うと、もうこの歳出のほうでお願いをしてあります375万円というやつは、もう会社を立ち上げる段取りに今なっております、これは当然出資でございますから、新しい会社を立ち上げるためには、資本金の払い込みが必要でございます、途中じゃなくてですね。その資本金の払い込みをして初めて会社設立ができるのであって、それ以降のですね、ものについては、例えば今、中原委員から非常にありがたいお言葉をいただいたんですけども、もし必要であれば、その会社の行く末を見ていってですね、これは当然もっと支援をしなきゃいかんということになれば、またお願いをして、会社のほうから増資という申し出があったならば、そういうことをやっていくと。こういうことになるわけでございますので、今の時点ではどうしても当初の375万円をここで議決をしていただいて、9月までにもう会社が立ち上がるようになっていきますので。そうでないですね、9月議会まではちょっと待たないで、ここで議決をお願いしたいということで提案したということでありまして。ぜひ御理解を。

中原輝明委員 今話を聞いてりゃ、よくわかったっていやあわかったし、わからないっていやあわからないが、例えばね、逆を言うと、議会の皆さんもそうだと思うが、おれ個人だけではないと思うけども、例えばね、そういう375万円ならいいけれど、いよいよ清算してこうだという時に、375万円を抛出してくれという、立ち上げ会社から要請があってもいいんじゃないの、自然体じゃない、それは。解散したで、375万円は当然入ってくることで、株式を投資してあるで。それはとって来るんだ。その分をまちづくり会社の代表でも何でもいいが、議会と相談してその分も抛出してくれと、投資してくれという話があってもいいじゃないの、逆に。それは、あなたたちが、手前たちだけで承知していて、それで議会なんてものはいいぞと、そんな甘く見ちゃいけないぞ。心の問題だわ。わかるかや。

経済事業部長 説明が少し足りなくて申しわけございませんでした。清算金は、今副市長からあった、先ほど私が言ったようなあれと、今、副市長が説明したような形で、75%になるという説明が会社のほうからまずありました。で、ついては、それについてぜひ新しい会社をつくるので、その同額でいいので引き続き出資をお願いしたいと、こういう当然お願い文が来ておりますので、御報告をさせていただきます。

中原輝明委員 それはよくわかった。それじゃあ、なぜならってというのは、議長にもその点は話してある。そういう時には、議長か、役に立つか立たないか知らないがさ。問題は、議長に話せば、議長がそこで納得して、よし、それじゃ、会派のだれでも、こういうわけだで、おれは相談されたと。で議長から話があると。これは、議長が引き受けてくれば仕方ないじゃないということになる。順序をそういうぐあいにやってよ。議長さ、議会は議長。議長に話して、議長は自分で責任取れなきゃ、返すか、緊急に相談するわけさ。それでやりゃあ、今の問題も何もないだよ。

副市長 大変申しわけございません。気遣いが足りなくてですね、すごいいろいろあちゃこちな話になってしまいました。御指摘のとおり、今後ですね、配慮をしたいというふうに思っております。

委員長 いいですね。ほかにありますか。

中村努委員 このまちづくり会社ですが、新会社は資本金は幾らでスタートする見込みなのかということと、心配されていますが、出資者は取締役会等でしっかり検討されているかという部分。

中心市街地活性化推進室長 会社全体ですね、出資者、出資金の額につきましては、これからやろうとする基本計画が出てきますけれども、その基本計画の内容とかですね、事業規模、それからそういった当面必要とする資金額、そういったものを考えてきて、当初決定していくという考え方になるかと思えます。そんな関係で、今、取締役のほうでも今までの株主、それから一般の方々も含めて出資を募って、計画も話しながら募っているようでございますので、今の段階で全体でどのくらいになるかという金額には、まだはっきりと明確になっているわけではございません。しかしながら、できれば当初ぐらゐの出資金を目標にですね、当たっていくというふうに聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中村努委員 出資者は、自由に出資できるということですか。

経済事業部長 設立の準備会というのができておりまして、その前の会社の取締役がイコールになっておりますけれども、その中で、出資者については、まずは今までの会社に出資していただいた人に全部回りました、手分けですね、この2カ月くらいで全員回しまして説明をして、再度の出資をお願いしているということをやっております。で、あと、それ以外のところについては、やはり地元の商店の人で新たに新規に出してくれそうなところはですね、関係者のもとで今リストアップして、当たる準備を実はしているんですけども、会議所との歩調がございまして、会議所がだんだん下の委員会とかそういうところから上げて来ておりますので、その辺のところと少し歩調をあわせて、あまり新規のところを先に回りすぎるとですね、また会議所のほうが、会員の皆さんへの説明とある程度レベルをあわせてくれという話がございまして、今、新規のところは、ちょっとその辺は、ちょっと今とめていると言ひますか、とめています。公募という話も、実はあつたわけでございますけれども、反社会的勢力という言い方は非常に失礼になっちゃうかもしれないですけど、いろんな方がおりまして、広く公募することによって、そういう方たちが違った形で出資をしてくるということもあるだろうということで、まずはきちんと一人ずつお話をして出資を募っていく方法がいいのではないかと、そういう方向で考えております。

中村努委員 じゃあはっきり聞きますが、要は、再開発組合あるいは市と問題を抱えている方は、出資者には今のところならないと。

経済事業部長 新しい会社のほうとしては、その方に出資を求める考えは一切ございませんので、そういうふうにならないと考えております。

委員長 ほかによろしいでしょうか。

中原輝明委員 ちょっと今の関連だけでも、資金の収支の計画、その内容の事業計画も全部示されているわけ。まだ決めてないの、これからなの。

経済事業部長 経営の基本計画ということで、会議所等の意見が入っていないものですから素案という形ですが、冊子になったものがござひます。もし必要であればということで、きょう用意はしてござひますけれども、

一応内容はこの間、本会議の中で私が答弁をさせていただいた内容できちんとしたものはできております。

中原輝明委員 そしたら、出してほしいね。そういうものは早く出しゃあ、こうやって文句言わなくていいわけさ。

中心市街地活性化推進室長 出させていただきます。

委員長 ほかにはどうでしょうか。

横沢英一委員 どういうことでも聞いていいですよ、今のことでなくて。災害復旧の関係なんですけど、この間、全協でね、災害復旧の説明をされましたけれども、結構被害がありましたよね。予算の計上には間に合わなかったということだと思んですが、特にみどり湖線のおそこはですね、これから夏場になって結構観光客の人が通るような気がするんですが、そこら辺の復旧はどんなふう考えているんですか。

都市づくり課長 県のほうへ協議いたしまして、応急工事ということで、この23日に入札をさせていただいて、復旧させていただく予定であります。公共災害ということで。

横沢英一委員 はいはい、わかりました。

中村努委員 住宅リフォームの関係ですが、平成23、24年度の経済対策ということですが、平成24年度も同額を予定してますか。

建設事業部長 この2カ年の計画では考えておりますけども、ことは今、これから受け付けが7月1日から始まりますので、それについては経済の動向を見ながら、また関係部長と調整して、また諮る時はまた議会のほうに御相談申し上げます。

中村努委員 この1,500万円を申請が上回るような場合は、どういう感じになるわけですか。

建設事業部長 基本的な考え方については、私どもは予算は、その時点で打ち切りというように考えていますけど、皆さんの意向を見ながらですね、またそれについては、私どもも地域企業の起爆剤でございますので、また関係部長とも調整させていただいてやってまいります。基本的には、1,500万円で打ち切る。

中村努委員 場合によっては補正もあり得るというふうに。

副市長 そもそもこのリフォーム制度、2つ目的がございまして、一つはですね、やはり小規模の建築にかかわる事業者さんが仕事がないというような状況の中で、ぜひこれを起爆剤に仕事をつくってほしいと、こういうのが一つ。それからもう一つは、その業者さんたちがなくなっちゃいますとですね、例えばやめちゃう、仕事がないから私は畳屋さんをやめるとかですね、何とかさんをやめるとかという話になっちゃうと、建築業界そのものの、何と言いますか、構造がやっぱりゆがんできてしまいますのでですね、それはきちんと技能を維持するといいますが、そういうものを維持していくという2つの側面がございまして。もちろんリフォームやって快適な住宅に住んでいただくというのが大原則でございまして。そういう中で、どれだけ需要があるのかということが、私どもまだつかめておりませんので、その状況を見ながらですね、最終的には効果を測定をさせていただいて、必要があれば議会と相談を申し上げて必要な措置をとらせていただく。こういうことを考えております。

委員長 ほかにはどうでしょうか。いいですかね。

ただいま資料をお配りしておりますが、またそれぞれ中身を検討して、質問事項があったら、また次の議会でお願いをしたいと思います。

それでは、特に御質問ないようでございますので、本議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第7号平成23年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第7号平成23年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。議案についての審査は以上でございます。

陳情6月第1号 最低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書を 国に提出することを求める陳情

委員長 それでは、これより陳情の審査を行います。きょう委員会へ回付された陳情は1件であります。事前に文書表が配付をされておりますので、朗読は省きますがよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 それではですね、陳情者が見えております。まず、松本地区労働組合連合会議長御子柴耕也さん、同じく松本地区労働組合連合会の事務局長川畑和章さんがお見えでございますので、陳情の趣旨について御説明と、それからですね、資料がございますのでお配りを申し上げます。

職員の皆さんは、審議が済みしましたので、課長以上お残りをいただいて退席していただいて結構です。

よろしいですかね。それでは、陳情者から陳情の趣旨の説明をお願いいたします。

陳情者 発言を許していただきましてありがとうございます。簡潔にということですので。実は、陳情は3月の11日前にしてありますので、3月11日がありまして、ちょっと状況が変わっておりますけれども、そういう面を踏まえて簡潔にということですので、何点かについてお願いしたいと思います。

陳情書の表題にありますように、抜本的な改正と、最低賃金法のね、安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充ということで、ぜひこの議会からも政府に対して声を上げていただきたいと。特にですね、去年、最低賃金の問題については、政府自身もですね、やっぱり低すぎると。当面全国平均800円にして、そしてさらに2020年には1,000円にするという政府の判断といいますか、方針の政策がはっきりしていますので、ぜひそれに呼応する形でですね、こちらの議会からもぜひ声を上げていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。なお、あらかじめ、議論になりますのであれなんです、この表題にもしてありますように、中小企業支援策の拡充とあわせてということで、ぜひ、声も上げているんだということを受け止めていただきたいということでもあります。

まず、第1点目はですね、とにかく日本の最低賃金、長野県で言えば693円ですけれども、低いと。実際、8時間働いたとしても、月収、例えば長野県で言えば693円だと11万円から12万円ですよ。これが結局は重いおもしとなって引きずられていくということだと思ふんです。ぜひそういう意味でですね、ともかく日本の労働者が200万円以下の労働者というのが、今1,100万人ですから、約24、5%です、雇用者がね。これはどう考えても、こういうことがあったんじゃ景気は回復しないわけだし、ぜひその面からも、この低い賃

金をぜひ上げてほしいという声を上げていただきたいということであります。特にこの10年間、日本だけが賃金が5.5万と言われてはいますが、下がっているんですよ。いわゆる先進資本主義の国の中で、賃金下がっているのは日本だけ。そして、成長率が上がってないのも日本だけ。だから、そういう意味で言えば、今後、復興という問題では、景気をよくしなくちゃいけないということが言われていますけれども、景気と賃上げの問題ということも念頭に置きながら、ぜひ検討していただきたいということが1点です。

それとですね、2つ目は、被災地の問題で、政府もそうですけど、震災復興するためには景気をよくしなくちゃいけないから、消費を自粛しないでじゃんじゃんやってくれということだと思っただけですね。しかし、この200万円以下の労働者が3分の1を占めている中では、なかなかそうは言ったって、景気回復というのはしょうがないわけで、ぜひその意味からも賃金の底上げをしていくことによって、そうかと、じゃあ地元でも使うかという、そういうですね、景気回復の面からも今の最低賃金を上げるということで声を上げていただきたい。特に、我々労働組合ですからあれなんで、先日も岩手の労働組合の人たちが来ましたが、がれきの処理一つをとってみてもですね、そうは言っても、全部たくさん人が来て困るというふうにはならないって言うんですよ。なぜかと言うと、例えば岩手の場合はですね、事業の場合で、今最低賃金は658円とされています。で、がれきの処理が750円だというふう聞いています。そうするとですね、なかなか賃金を働いて生活を再建していくという感じではなかなか現金が出なくて、残りの足りない分は生活保護とか生活扶助という感じになってね。被災者の人たちに元気を出してもらうためにも、働けば、働いて生活を再建していくんだという、こういう感じになってもらうためにですね、最低賃金をぐっと上げてもらうというところでね、ぜひ皆さんにいただきたいというのが、政府に対する要請です。

それとですね、あと3点なんですけど、我々この間も、こちらの自治体にもお願いしてあるんですが、そうは言っても、実際にこれからの復興を何十年にもわたってやっていくのは、やっぱり公務員の皆さんで、実際にそこで働く人たち。だから、その現場で働いている人たちにちゃんと賃金が回っていくようにという意味で言えば、公契約の用度やなんかの問題もですね、ぜひまたあれですが、いずれにしても、働いたら食っていけるというところをですね、ぜひ被災地でこそ実現してほしいというのが3点目です。

4点目はですね、男女雇用ということいろいろ言われています。しかし、こういうデータがあるんですね。年収200万円以上の比率でですね、これは2009年度の時点なんですけど、そのうち200万円以下というのは、男性の場合は11%なんですけど、女性は44.9%とされています。だから、男女同一労働同一賃金、これはILOからも厳しく指摘されているようでありましてけれども、そういう意味からも、男女雇用を平等にしていくという立場からですね、とにかく全体の底上げをしていくということですね、お願いしたい。

最後ですが、何と言ってもですね、消費を刺激するためには、繰り返しになるようなんですけど、とにかくワーキングプアが3割にもなっているという状況、200万円以下が1,100万人もいるという状況、こういう問題を置いておいて、消費の拡大というのはないんじゃないかという気がします。ぜひ、そうかと。最低賃金がこれだけ上がるんだと。政府の言うようにですね、当面800円、そして2020年には1,000円。それも遅いとは思いますが、じゃあ働いていけば何とかかなるかなという、そういうところで景気をですね、よくしていただくのに、最低賃金の引き上げというのは本当に有効なことだと思うものですから、特に、地方から労働力が都会のほうに流れていって地域間格差が生まれるという問題については、全国一律という問題もありますけれ

ども、とにかく低すぎる賃金を上げてくれという声を、ぜひこの議会からも上げていただきたいというのが、私どもの趣旨でございます。以上でございます。

委員長 ただいま陳情者のほうからですね、補足説明があったわけですが、この際でございますので、委員より質問、御意見がありましたら、お出しをいただきたいと思います。

中原輝明委員 ここに書いてあるが、公務員の賃下げ反対って、これはよくできてるじゃないか。これは大丈夫かや。

委員長 では、公務員賃金のところ。

陳情者 公務員の賃金を下げるなんて、とんでもないと私は思っています。公務員の皆さん60万人です。そのうち半分は自衛隊ですね。それで、公務員賃金っていうのは、まずですね、公務員の方は労働権の制限が加えられている。そのかわりに人事院勧告で賃金というのは決めるようになっています。今回の政府の、勝手に賃金を切り下げるって、あれは憲法違反ですよ。憲法28条にある。法の手続きから言ったらおかしいと。まずこれが1点です。

それとですね、災害の問題に関してはあれなんですけど、まず公務員の賃金は、さっきも言いましたけど、地方公務員をあわせると約650万人と言われていています。公務員の賃金を下げればですね、今度は地方公務員が下がってくるというのは目に見えてます。国が下げるんだから、なんだと。ラスパイレス指数の問題もそうでしたけれども、そうすればですね、さらに言えば、人勤に準拠している民間労働者というのをあわせると、大体、公務員賃金が変わることによって1,000万人が影響を受ける。家族を含めればですね、何千万人です。ということは、その人たちの賃金を下げるということは、消費をグンと落とすことになります。景気を回復しなくちゃいけない時に、そんなことする必要はない。それをやっちゃだめだと、逆だと。震災復興に逆行するというのが、私どもの見解です。

3つ目はですね、そもそも公務員の賃金、それを生活を切り下げることにですね、まず反対なんです。何よりもですね、震災復興で、全国の公務員、国家公務員ばかりじゃありません。現場の第一線ですね、例えば1つ、2つの例を今度出さしてもらいたいんですけど、1つは、仙台空港というのは22時間で管制機能が回復しています。あるいは、道路がですね、3日くらいで回復したと、そういうこともあります。文字通り、全国の公務員はですね、体張って頑張っています。なんで引き下げる必要あるんですかと。頑張っ、あの人たちのことをですね、支えなくちゃいけないし、これから何十年復興の事業というのは続くと思います。その時に、このプロの人たちをですね、プロの人たちが頑張ってもらおうという意味でも、私どものあれからすれば、下げることはないし、今の時期に下げるということではない。むしろ、賃上げと雇用の確保で景気をよくするというところで、政治の決断とね、あるということで、私どもの考えです。

委員長 ほかに、委員のほうで質問はありますか。よろしいですか、質問は。

ありがとうございました。じゃあこれで退席をお願いいたします。

それでは、ただいま陳情者から説明を受けたわけですが、最低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書を国に提出することを求める陳情ということでございますが、それでは、討論を行います。委員の御意見、お願いをいたします。どうでしょうか、取り扱いは。

横沢英一委員 他市の状況ってよく言われてますが、そこら辺は調べてありますでしょうか。

事務局庶務係主事 他市の状況ですが、同様の請願・陳情がですがですね、19市の中で5市に出ています。審査が終わったものと、長野市と松本市と上田市、3市で終わってしまっていて、いずれも不採択になっています。あと、岡谷市と諏訪市で審査前ということになっています。

委員長 ほかに、取り扱いについて御意見をもらいたいんですが、どうですか、採択、不採択、あるいは継続、趣旨採択といろいろありますが。

塩原政治委員 今、松本市とか大分大きなところが、大体不採択ですよ、3市がそうだったですけど。ほかはまだないってことですね。まだ諮ってないってことだよ、岡谷とかは。

事務局庶務係主事 そうです。岡谷と諏訪は、まだ審査前、20日と21日に審査する予定です。あとの13市には、請願・陳情自体が出てないと。

委員長 長野、松本はさっきどうだったっけ。

事務局庶務係主事 長野が不採択で、松本には陳情っていう形が出ていて、松本は陳情に関しては願意に沿いたいという、事実上不採択ということなんですけど。

塩原政治委員 あと2市か。そんな意味も含めると、要するに継続にして、次のあれでしっかり審査してもらってという形がいいかなと思います。

委員長 もう少し経過を見てね。ほかに、委員さんどうですか。今、継続という御意見ですが。

特に御意見がないようですので、採決をしたいと思いますが、継続審査ということで賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

委員長 はい、ありがとうございました。挙手多数ということで、継続審査ということの取り扱いで決しました。以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了をいたします。

なおですね、審査報告書及び委員長報告の案文につきましては委員長に御一任を願いたいですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 ありがとうございました。異議なしと認め、そのようにいたします。

その他

委員長 それでは、その他の議題がありましたらお願いをいたします。

建設課長 資料の配付よろしいでしょうか。

委員長 はい。

建設課長 5月29日の大雨に伴う被害状況がおおむねまとまりましたので、建設課と農林課のほうから報告をさせていただきたいと思います。資料を1枚おめくりください。建設課関係ということで、おひさま公園以下桔梗ヶ原苗圃支線ということで、合計37件の件数でございまして、概算金額として1,505万9,000円という金額となりました。先ほど御質問がございましたとおり、上から2番目のみどり湖線につきましては、公共土木施設災害復旧ということで国の補助を取り入れ、3つ下の普通河川尾沢川3カ所、宗賀洗馬ですけど、これも公共施設災害復旧ということで国の補助3分の2を取り入れるため、今準備をしているところでございます。

みどり湖線につきましては、先ほども申しましたとおり、23日の入札ということで応急工事対応ということでやらさせていただきます。宗賀洗馬の普通河川につきましては、8月の災害査定があるものですから、それまで待っているという状態でございます。37件中13件につきましては工事が完了し、13件につきましては工事の手配が済んでおり、1件は先ほどの宗賀洗馬の普通河川尾沢川になります。

資料をもう1枚めくっていただきまして3ページをごらんください。建設の、ちょっと大変見にくくて申しわけありませんが、災害状況写真ということで、市道みどり湖線、先ほどの公共施設災害、普通河川の尾沢川、これも公共土木施設災害、それとその下の市道山ノ手線、平出地区になります。道路土砂の流出状況です。地獄谷溜池線、これは上田でございますけど、路肩決壊ということでつけさせていただきました。

農林課長 引き続きまして農林関係の災害状況について御報告をさせていただきます。5月31日の議員全員協議会の場所では、19件約1,000万円余というようなことで御報告させていただいたわけでございますが、その後、現地調査等を重ねる中で、87件約4,500万円余というような状況でございます。細かくにつきましては、4ページからになりますが、写真を見ながらと思いますので、恐れ入りますが6ページの写真をごらんいただければと思います。状況といたしましては、土砂流入又は頭首工等というような形になっておりますが、ごらんのとおり、土砂流入につきましては54件、それから右側の尾沢川、ここが今回一番災害が多かった場所でございますけれども、この辺の頭首工のところは11件というような状況でございます。また、左下の土砂流入の水路に関連した土砂流入も13件、またのり面等がこのほかにもございまして、おおむね1,425万円が農業用の施設全体でございます。

続いて林業施設でございますけれども、一番最後のページに写真を掲載させていただいてございますが、ごらんのように、右側に路肩崩落というような、林道が崩落している場所が23件ほど。また、下の路面洗掘ということで下でございますけれども、道路がこのように水によって掘られているというような、こういったところが23カ所、今回23路線でございます。それから、左側のほうに林道決壊、これは尾沢川でございますが、ここにはもともと横断の水路があります。この水路も水で流されて、なおかつ下のように道路に路面が洗掘されながら、なおかつ河床のガラがこのように流れ出ているというような状況でございます。このような全体でございます。

それで、これから国・県等の補助を受けていくわけでございますけれども、農業用設備につきましては、4ページの下から2番目の宗賀の牧野の尾沢川の頭首工についての300万円を補助対応としてまいりたいと思っております。それから林道関係では、7ページのおおむね中段に宗賀洗馬の尾沢線がございますが、これが合計いたしますと約1,000万円ほどかかるわけでございます。これにつきましても査定を受けながら補助対応としてまいりたいという予定でございますので、よろしくお願いたします。

なお、おおむね全体のところをつかめてはおりますけれども、今後まだまだ地元の皆さんからこのような状況がまだ災害とかがあるというような声がまだ来ておりますので、今後は若干ふえる可能性はございますが、おおむねこの辺で全体を把握したと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

委員長 過日の全員協議会の時よりもさらに、地元の箇所、それから被害額がですね、大幅にふえるということのようでございますが、特に委員さんのほうからは質問とか御意見。

中原輝明委員 ちょっと聞くんだけど、小曾部川の一級河川のさ、災害というのは見た。あれも出る可能性はあるよ、水が引けたでな。そらのところもまた見てよ。

農林課長 頭首工ですか。

中原輝明委員 頭首工からあると思うもんで、見て処置をしてください。それだけお願いしとくだ。

委員長 よろしくお祈いしますね。

横沢英一委員 さっきみどり湖線ってあれなんです、ちょっとお聞きたいんですが、応急工事やると言ったけど、どうい工事をやるんですか。どんな程度。と言うのはね、ちょっと聞かせてもらいたいのは、あそこは完全にパイプが埋まっちゃってるもんで、あれにかわることをやっておかないと、仮に応急工事をやっても、また同じ以上に被災しちゃう可能性があるもんで、そこら辺も含めてというのと、もう1点は、林道やなんかがですね、やっぱり土砂が出るってことは、沢がもう完全に荒れちゃってるんですよ。そうすると、今回土砂を撤去してもですね、また大雨降ると、今度は7月のまた降雨になると、また同じようなことが出るような気がするもんで、やっぱりそういうところはちょっと、ところどころに蛇かごを入れるとか、ふとんかごを入れるとか何とかして対策していかないと、いたちごっこのような気がするんですが、そこら辺もちょっと含めてお祈いします。

建設課長 委員御指摘のとおり、配水管が、沢からの配水管がございしますので、それを復旧し、また土まで復旧をさせていただきます。

委員長 ほかにありますか。よろしいですかね。それじゃ、ないようでございますので、ぜひ長期にしっかりやっていただくことと、それからまた、できるだけ災害の国庫補助、これについては長期対策になる方法をお祈いをいたします。

その他、ほかにはありますか。

閉会中の継続審査申し出

経済事業部長 議会閉会中にですね、経済建設委員会に関連する案件の審査の必要が出てきた場合に、継続審査をお願いしたいと思います。よろしくお祈いします。

委員長 はい。それでは副委員長、午後の予定だけ。

副委員長 先ほど申しあげましたとおり、それでは説明させていただきます。委員会審査をいただいた終了後、午後1時15分に庁舎南側玄関にお集まりいただきまして、広丘東通線、えびの子周辺、それから塩尻市浄化センター、それから広丘駅西口ロータリーを出まして、塩尻駅南地区4カ所を視察いたします。そして、おおむね午後5時ころまでに視察を終了しまして、午後5時45分から中信会館ベルヴィホールにおきまして懇親会を開催します。午後5時40分までには会場にお集まりいただきますようによろしくお祈いします。以上です。

理事者あいさつ

委員長 それでは、理事者からあいさつがあればお祈いいたします。

副市長 慎重に御審査をいただきまして、提案をいたしましたすべての議案を原案どおりお認めをいただきまして、大変ありがとうございます。審査の中でいただいた御意見、御提言等につきましては、今後の行政運営の中にしっかり生かしてまいりたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

委員長 以上で、6月定例会経済建設委員会を閉会といたします。御苦勞さまでございました。

午後0時02分 閉会

平成23年6月17日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 永井 泰仁 印